

令和3年2月5日

保険医療機関
保険調剤薬局
柔道整復師・鍼・灸・マッサージ師
訪問看護ステーション 各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令等の交付等について

平素は本会の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、厚生労働省保険局より令和2年12月25日付けの保発1225第8号にお
いて、各種請求書等への押印を不要とする通知が別添のとおり公布されました。
つきましては、対象となる本会提出の請求書等は以下となります。

- ・ 診療（調剤）報酬請求書（国民健康保険・後期高齢者医療）
- ・ 訪問看護療養費請求書
- ・ 後期高齢者医療訪問看護療養費請求書

- ・ 国民健康保険柔道整復施術療養費請求書
- ・ 後期高齢者医療柔道整復施術療養費請求書
- ・ 国民健康保険鍼灸・マッサージ施術療養費請求書
- ・ 後期高齢者医療鍼灸・マッサージ施術療養費請求書

- ・ 障害者医療費助成事業（医保用）請求書
- ・ 小児医療助成事業（医保用）請求書
- ・ ひとり親家庭等医療助成事業（医保用）請求書

- ・ 出産育児一時金等代理申請・受取請求書（専用請求書）集計票
- ・ 出産育児一時金等代理申請・受取請求書 送付書

事務担当
神奈川県国民健康保険団体連合会
審査管理課 審査管理係
TEL 045 - 329 - 3467

保発 1225 第 8 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
社会保険診療報酬支払基金理事長
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令等の公布等について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。）及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 397 号。以下「改正告示」という。）が、本日公布され、同日付けで施行又は適用されたところである。

この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られたい。都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知徹底をお図りいただくようお願いする。

記

第 1 改正省令及び改正告示の趣旨

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令及び告示において、国民や事業者等に対して押印を求めている以下の手続について、国民や事業者等の押印等を不

要とする改正を行うこと。

第2 改正省令の内容（保険局所管省令関係）

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

以下の条項及び様式について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・ 第82条第3項（移送費の支給の申請）
- ・ 第84条第3項（傷病手当金の支給の申請）
- ・ 第87条第4項（出産手当金の支給の申請）
- ・ 第99条第3項（特定疾病の認定の申請）
- ・ 様式第1号（健康保険任意適用申請書）
- ・ 様式第2号（健康保険任意適用取消申請書）
- ・ 様式第3号（健康保険被保険者資格取得届）
- ・ 様式第4号（健康保険被保険者報酬月額算定基礎届）
- ・ 様式第5号（健康保険被保険者報酬月額変更届）
- ・ 様式第6号（健康保険被保険者賞与支払届）
- ・ 様式第7号（健康保険被保険者氏名変更届）
- ・ 様式第18号（健康保険印紙購入通帳）
- ・ 様式第19号（健康保険印紙受払等報告書）

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

以下の条項及び様式について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・ 第67条第3項（移送費の支給の申請）
- ・ 第69条第3項（傷病手当金の支給の申請）
- ・ 第79条第3項（出産手当金の支給の申請）
- ・ 第88条第3項（特定疾病の認定の申請）
- ・ 様式第3号（船員保険療養補償証明書）

3 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）の一部改正（改正省令第10条）

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

- ・ 様式第1号（表面）（保険医療機関、保険薬局の指定の申請）
- ・ 様式第1号の2（表面）（保険医療機関の指定の変更の申請）

- ・様式第2号（表面）（保険医、保険薬剤師の登録の申請）

4 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和28年厚生省令第43号）の一部改正（改正省令第20条関係）

別記様式（収入印紙を貼付するための書面）について、押印を求める記載を削除すること。

5 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第30条関係）

以下の条項について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・第15条（届書の記載事項等）
- ・第27条の11第3項（移送費の支給申請）

6 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第112条関係）

以下の条項について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・第60条第3項（移送費の支給の申請）
- ・第62条第3項（特定疾病認定の申請）
- ・第76条第2項（口頭による申請等）

第3 改正告示の内容（保険局所管告示関係）

1 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）の一部改正（改正告示第8条関係）

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の十一の（3）において、患者申出療養の申出書に添付する意見書に関して、押印を求める記載を削除すること。

2 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）の一部改正（改正告示第9条関係）

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

- ・様式第1（1）（国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、医科・歯科における入院・入院外併用の診療報酬請求書）

- ・様式第 1 (2) (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、医科における入院外の診療報酬請求書)
- ・様式第 1 (3) (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、歯科における入院外の診療報酬請求書)
- ・様式第 4 (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、調剤報酬請求書)
- ・様式第 6 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、医科・歯科の診療報酬請求書)
- ・様式第 7 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、調剤報酬請求書)
- ・様式第 8 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、医科・歯科の診療報酬請求書)
- ・様式第 9 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、調剤報酬請求書)

3 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第 2 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 (平成 20 年厚生労働省告示第 127 号) の一部改正 (改正告示第 10 条関係)

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

- ・様式第 1 (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、訪問看護療養費請求書)
- ・様式第 2 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、訪問看護療養費請求書)
- ・様式第 3 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、訪問看護療養費請求書)

第 4 施行日又は適用日

令和 2 年 12 月 25 日

第 5 経過措置

- (1) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある改正省令及び改正告示による改正前の様式 (以下「旧様式」という。) により使用されている書類は、改正省令及び改正告示による改正後の様式によるものとみなすこと。
- (2) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができること。